

# 社会福祉法人 公和会

## 地域密着型通所介護事業所

介護予防日常生活支援総合事業 札幌市通所型サービス

### ルミエール

## 運 営 規 程

#### 第1条 (目的)

この規程は、社会福祉法人公和会が運営する指定通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う地域密着型通所介護および指定介護予防通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護従業者、介護福祉士又は介護職員、機能訓練指導員（以下「従業者」という。）が、要支援状態又は要介護状態にある者に対し、適正な地域密着型通所介護および介護予防通所介護を提供することを目的とする。

#### 第2条 (運営の方針)

事業所の従業者は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、向上を図るための機能訓練及び生活の質の確保を重視した在宅生活が継続できるよう支援を行うことで、社会孤立感の解消や心身機能の維持並びに御家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることに努める。

2 事業所は、契約者の意思及び人格を尊重し、常に契約者の立場に立って指定通所介護及び介護予防通所介護の提供に努める。

3 事業所は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村等保険者（以下「保険者」という。）、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、他の介護保険事業所、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

#### 第3条 (事業所の名称等)

事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称： デイサービスセンター ルミエール
- (2) 所在地： 札幌市白石区東札幌1条3丁目1番1号

#### 第4条 （利用定員）

事業所の利用定員は1日10名とする。

（介護予防通所事業所ルミエールの定員含む）

#### 第5条 （従業者の区分及び員数）

事業所に次の従業者を置く。（通所介護と介護予防通所介護を兼務）

- |                |      |
|----------------|------|
| (1) 管理者        | 1名   |
| (2) 生活相談員      | 1名   |
| (3) 介護職員又は看護職員 | 1名以上 |
| (4) 機能訓練指導員    | 1名   |
| (6) 栄養士        | 1名   |

2 前項に定める者の他必要がある場合は、員数を超え又はその他の従業者をおくことができる。

#### 第6条 （職 務）

従業者の職務分掌は次のとおりとする。

(1) 管理者

事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。また従業者と協力して地域密着型通所介護及び介護予防通所介護計画の作成等を行う業務に従事する。

(2) 生活相談員

事業所に対する地域密着型通所介護の利用の申し込みに係る調整等の業務に従事する。

(3) 介護従業者

契約者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する。

(4) 看護従業者

契約者のバイタルチェック、健康管理の業務に従事する。

(5) 機能訓練指導員

契約者の機能維持、向上に必要な訓練及び指導に従事する。

(6) 栄養士

給食管理、契約者の栄養指導に従事する。

#### 第7条 （営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

営業日	月曜日から金曜日
受付時間	8時30分～17時30分

(但し、土・日・祝日・12月31日～1月3日は休み)

サービス提供時間 9時30分～16時00分(送迎時間は含みません)

#### 第8条 (通常の実業実施地域)

通常の実業の実施区域は札幌市白石区、豊平区周辺とします。

#### 第9条 (介護保険給付対象サービス)

事業所は、介護保険給付対象サービスとして、センターにおいて、契約者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、相談等の精神的ケア、送迎、社会生活上の便宜、日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を提供するものとします。

2 前項の費用の額は、別紙1「料金表」に記載した通りとします。

#### 第10条 (介護保険給付対象外のサービス)

事業所は契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。

一 食事の提供

二 契約者が選定する特別な食事の提供

三 その他、通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの

2 前項のサービスの費用の負担が必要なものについては、その利用料金は、契約者が負担するものとします。

3 事業所は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

#### 第11条 (サービス利用料金その他費用の額)

指定介護福祉事業所サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護福祉事業所サービスが、法定代理受領サービスであるときは、所得に応じて1割から3割とします。

2 事業所は、第9条の支払いを受けるほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けます。

一 食費(1日当たり): 660円

二 契約者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用: 実費

三 その他、通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その契約者に負担させることが適当と認められるもの

#### 第12条 (利用料金の変更)

1 契約者の要介護状態の区分に変更があった場合は、別紙1「料金表」に記載された額

に変更することとします。

- 2 契約者の経済的事項の変化により負担額認定等に変更があった場合は、介護保険法令等関係諸法令の趣旨に従い利用料金を変更するものとします。
- 3 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業所は、当該介護保険給付対象外サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 4 介護保険法令等関係諸法令の改正があった場合は、その内容に応じた額に変更することができるものとします。
- 5 前3項及び前4項の変更があった場合は、予め契約者に対し説明を行い、同意を得ることとします。
- 6 契約者は、前項の変更に参加することができない場合には、本契約を解約することができます。

### 第13条（契約者の解約権）

契約者は、事業所に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。

### 第14条（契約者の解除権）

契約者は、以下の場合には、直ちにこの契約を解除できます。

- 一 事業所が、正当な理由なく、本契約に定める通所介護サービスを提供せず、契約者の請求にもかかわらず、これを提供しようとししない場合。
- 二 事業所が、第24条に定める守秘義務に違反した場合。
- 三 事業所が、契約者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められるとき。

### 第15条（事業所の解除権）

事業所は、契約者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業所の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、この通所介護サービス利用契約の目的を達することが著しく困難となったときは、文書により、2週間以上の予告期間をもって、この契約を解除します。

- 2 事業所は、前項によりこの契約を解除する場合には、担当の介護支援専門員又は契約者が住所を有する市町村に連絡を取り、必要な措置を講じます。

### 第16条（契約の終了）

次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

- 一 契約者が死亡したとき。
- 二 第11条に基づき、契約者から解約の意思表示がなされたとき。

- 三 第 12 条に基づき、事業所から契約の解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- 四 第 13 条に基づき、事業所から契約の解除の意思表示がなされたとき。
- 五 契約者が介護保険施設へ入所した場合。
- 六 契約者の要介護状態区分が、自立と認定された場合。

#### 第 17 条（事業所利用に当たっての留意事項）

契約者様が事業所のサービスを受ける際には、留意すべき事項を説明し同意を得る。

##### 【事業所利用に当たっての留意事項】

- ・日常生活 他のご利用者にご迷惑とならないようお心がけ頂いた上で、楽しい生活をお過ごしください。
- ・飲酒、喫煙 原則禁止とさせていただきます。
- ・設備、器具の利用  
共同スペースについてはご自由にお使い下さって結構です。  
ただし、必ず本来の用法に従ったご利用をお願いすると共に、これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
- ・所持品の持ち込み  
危険物や衛生上有害な物品の持ち込みはご遠慮ください。
- ・政治、宗教活動  
他のご利用者や従業者に対しての布教活動等をご遠慮ください。
- ・ペット 衛生上の問題がありますので、建物内への持ち込みはご遠慮ください。

#### 第 18 条（勤務体制の確保等）

事業所は、契約者様に適切な地域密着型通所介護及び介護予防通所介護を提供できるよう、従業者の勤務体制を定める。

- 2 事業所は当該事業所の従業者によって地域密着型通所介護及び介護予防通所介護を提供する。ただし、契約者様の処遇に影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。
- 3 事業所は従業者に対し、その資質向上のための研修の機会を確保する。

#### 第 19 条（重要事項の提示）

事業所は、見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を提示する。

#### 第 20 条（緊急時等の対応）

事業所は、現に地域密着型通所介護及び介護予防通所介護の提供を行っているときに契

約者に病状の急変が生じた場合等には、速やかに契約者のかかりつけ医及び契約者の指定する緊急連絡先に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

#### **第 2 1 条（事故発生時の対応）**

契約者様に対する地域密着型通所介護及び介護予防通所介護の提供により事故が発生した場合は速やかに保険者、契約者様の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

2 契約者様に対する地域密着型通所介護及び介護予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

#### **第 2 2 条（非常災害対策）**

非常災害に備えて避難、救出、夜間想定を含め、その他必要な訓練を年 3 回以上実施する。

2 消防法に準拠して防災計画を別に定める。

#### **第 2 3 条（虐待の防止のための措置に関する事項）**

施設は契約者の人権の擁護、虐待の防止等のため、以下の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止委員会を設置し、その委員長を虐待防止に関する責任者とする。
- (2) 職員に対する研修を年 2 回以上行い、虐待の防止を啓発・普及する。
- (3) 虐待防止マニュアルを整備し、虐待や虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等の周知を行う。

#### **第 2 4 条（定員の厳守）**

事業所は、利用定員を越えて運営しない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

#### **第 2 5 条（衛生管理等）**

事業所は、契約者様の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

2 事業所は、感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を行う。

#### **第 2 6 条（秘密保持等）**

事業所の従業者及び従業者であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た契約者様又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

2 事業所は、居宅介護支援事業所等に対して、利用者に関する情報を提供する際にはあら

かじめ文書により利用者の同意を得る。

#### **第27条 （居宅介護支援事業所に対する利益供与の禁止）**

事業所は、居宅介護支援事業所又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該事業所を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。

2 事業所は、居宅介護支援事業所又はその従業者から、当該事業所からの退所者を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を収受してはならない。

#### **第28条 （苦情処理）**

事業所は、その提供した指定通所介護及び介護予防通所介護に関する契約者様からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受けるための窓口を設置する。

2 苦情があった場合には、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を聞くと共に事情を確認する。

3 検討会議の必要があると判断した場合には管理者を含め開催する。その後契約者様に具体的対応をとり、更に記録を台帳に保管し、再発防止に努める。

#### **第29条 （地域等との連携）**

事業所は、運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

#### **第30条 （会計の区分）**

事業所は、指定通所介護及び介護予防通所介護の事業会計と、その他の事業会計とを区分する。

#### **第31条 （記録の整備）**

事業所は、従業者、事業所及び会計に関する諸記録を整備する。

2 事業所は、契約者様に対する指定通所介護及び介護予防通所介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

#### **第32条 （法令との関係）**

この規程に定めのないことについては、厚生労働省令並びに介護保険法の法令に定めるところによる。

## 附則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 15 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 15 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。



